

刑事訴訟法 第1講 刑事訴訟法とは何か

1. 刑事訴訟法の意義

刑法：犯罪と刑罰に関する法

刑事訴訟法：刑法の規定を実現する手続きを定める法

2. 刑事訴訟とは何か

訴訟：裁判所が中立の立場から、紛争解決の基準を強制的に与える手続き

刑事訴訟：国家と犯罪の被疑者(被告人)との争いに解決を与える手続き

3. 刑事訴訟の概観

犯罪の発生

捜査の端緒 - 捜査機関が犯罪の発生を知るきっかけとなるもの

110番通報、自首・告訴・告発、職務質問・その他

捜査 任意捜査：法の保障する国民の権利・自由を制限せずになされるもの

強制捜査：法の保障する国民の権利・自由への強制的な制限を伴うもの

公訴提起 - 検察官が被疑者を起訴（起訴状を裁判所に提出）

起訴後は、被疑者でなく、被告人と呼ぶ

公判手続き - 受訴裁判所（訴状を受理した裁判所）で審理

冒頭手続き

人定質問：裁判長が、被告人が本人かを確認

検察官の起訴状朗読

被告人への黙秘権の告知

被告人による罪状認否

証拠調べ

検察官による冒頭陳述：どのような事実を立証しようとするのかを陳述

証拠調べの請求

証拠の決定

証拠調べの実施

通常、検察官から請求された証拠、被告人側の証拠の順に取り調べる

最終手続

検察官論告：事実・法律の適用に関する検察官の意見の陳述(求刑を含む)

弁護人最終弁論：事実、情状、法律の適用に関する弁護人の意見を弁論

被告人の最終陳述

判決 - 結審後、裁判所が判決の宣告を行う

主文の朗読、理由の朗読

検察官、被告人双方が不満なく受け入れれば、判決は確定

救済手続き

控訴：被告人・検察官が上級の裁判所に不服を申し立てる手続き

上級裁判所で審理

上告：控訴を処理した裁判所の判決に不服があるとき 最高裁判所で審理

最高裁判所の判決には不服の申し立てはできない

非常救済手段

再審：判決の確定後に、確定判決の是正のために行われる裁判のやり直し

非常上告：判決確定後、審判の法令違反を検事総長が発見し、行う上告

刑の執行 - 刑の執行は検察官の指揮によって行われる

4. 刑事訴訟法の基本原則

実体的真実主義：犯罪者を処罰する前提として、犯罪に関する真実を究明する

「事案の真相を明らかにする」ことを刑事訴訟法の目的と規定（1条）

適正手続き：正当な法律の手続きによってのみ、人の自由を拘束し、刑罰を科せる

「刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現する」のも、刑事訴訟法の目的（1条）

憲法 31 条

当事者主義：手続きの進行につき、当事者に主導的な地位を認める方式

当事者：訴追者、被告人

審判の対象の決定、審判対象に関する証拠の提出も当事者に委ねる

職権主義：手続き進行につき、裁判所に主導的立場をみとめる方式

迅速な裁判

刑事訴訟 被告人に多大な不利益をもたらす(自由の制約、心理的負担など)

訴訟を迅速に終了させ、被告人を不利益から解放する必要

憲法 37 条 1 項：被告人の「迅速な裁判を受ける権利」を保障

判例：審理に著しい遅れがあるときにつき、最高裁には、手続きの続行を許さず、

審理を打ち切るべきだと判断したものがある。

5. 訴訟の主体

被疑者・被告人 自然人の他、法人、権利能力なき社団も含みうる

被告人：公訴を提起された者。検察官に対抗する当事者

被疑者：公訴提起以前の、捜査機関から犯罪の嫌疑をかけられている者

= 様々な防御活動を行う権利が保障される

弁護人：被疑者・被告人の補助者として弁護を担当する者

検察官に対抗しうる法律知識 被告人と検察官を実質的に対等な立場にする

被疑者・被告人の行為を包括的に代理(性質が許す限り)

弁護人依頼権：被疑者・被告人はいつでも弁護人を選任できる（30条1項）

検察官：刑事訴訟における訴追者。国の利益を代表する一方当事者

捜査活動、公訴の提起、立証活動、刑の執行の指揮・監督などを行う

刑事訴追のための権限を独占(247条)

被疑者を起訴するかどうかの裁量権を有する(起訴便宜主義)

裁判所：当事者の主張・証拠に基づき、被告人の有罪・無罪を最終的に判断

捜査段階では、逮捕令状の審査などを行い、人権保障に努める

訴訟指揮権：訴訟をどのように進行するかを決める権限(294条)

= 審理の期日、証人をいつ召還するか等を決定

除斥・忌避・回避 公正を期待できない裁判官の排除(20、21条、規則13条)

除斥：法定原因があるとき、裁判官を職務から排除

忌避：当事者の申し立てにより、忌避原因の有無を裁判で決し、排除

回避：裁判官自ら忌避原因を認め、監督裁判官の許可を得て、職務を避ける